

平成24年度 西原町健全化判断比率等の公表

健全化判断比率等の公表について

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。

その法律で、市町村の財政の状態を判断する四つの指標(①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ※以下「健全化判断比率」と表します。)及び公営企業(水道・下水道事業など)の経営状況を示す指標(※以下「資金不足比率」と表します。)が定められ、各市町村は毎年その指標を公表することになりました。

法律の規定に基づき、平成24年度の実績値を公表します。

健全化判断比率及び資金不足比率

平成24年度決算に基づく西原町の健全化判断比率及び資金不足比率は以下の表のとおりで、いずれも早期健全化基準(※用語解説を参照)を下回り、健全な状況であると判断できます。

しかし、本町の財政状況が厳しいことには変わりはなく、引き続き行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んでいきたいと考えています。

○健全化判断比率

健全化判断比率	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— %	14.34 %	20.0 %
②連結実質赤字比率	— %	19.34 %	30.0 %
③実質公債費比率	9.7 %	25.0 %	35.0 %
④将来負担比率	88.6 %	350.0 %	

※①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

○資金不足比率

会計区分	平成24年度 資金不足比率	経営健全化基準	備考
西原町水道事業会計	— %	20.0 %	※資金不足なし
西原町公共下水道事業 特別会計	— %		※資金不足なし
西原町土地区画整理事業 特別会計	— %		※資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

用語解説

早期健全化基準	基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。
財政再生基準	基準を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。
経営健全化基準	基準を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。
実質赤字比率	地方公共団体の一般会計等の赤字額の(※)標準財政規模に対する比率です。
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。
実質公債費比率	一般会計が負担する借入金の返済額の標準財政規模に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業に対する繰出金の中の元利償還金相当分も加えられています。
将来負担比率	現時点での借入金の残高をはじめ退職手当など一般会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率です。
資金不足比率	公営企業会計の資金不足額の事業規模(営業収入)に対する比率です。
(※)標準財政規模	地方自治体の標準的な収入で、普通交付税と地方税が主なものです。

【 西原町健全化判断比率等の対象イメージ図 】

